

### ③ 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）創設

令和8年度から、合計所得金額が58万円を超える19歳から23歳未満の親族がいる場合に、納税義務者が受けられる控除額が当該親族の合計所得金額に応じて逡減していく仕組みが設けられます。

扶養親族の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除額	
	個人住民税	所得税
580,001円～ 850,000円	45万円	63万円
850,001円～ 900,000円	45万円	61万円
900,001円～ 950,000円	45万円	51万円
950,001円～ 1,000,000円	41万円	41万円
1,000,001円～ 1,050,000円	31万円	31万円
1,050,001円～ 1,100,000円	21万円	21万円
1,100,001円～ 1,150,000円	11万円	11万円
1,150,001円～ 1,200,000円	6万円	6万円
1,200,001円～ 1,230,000円	3万円	3万円

### ④ 基礎控除の見直し（所得税のみ）

物価動向を勘案し最高48万円から10万円（20%程度）引き上げて最高58万円にしたうえで、低～中所得者の税負担に考慮し、所得階層ごとに最高37万円の控除額の上乗せを行います。

合計所得金額	所得税			個人住民税	
	改正前	改正後		改正前	改正後
		令和7・8年	令和9年以降		
～ 1,320,000円	48万円	95万円		43万円	従来通り
1,320,001円～ 3,360,000円		88万円	58万円		
3,360,001円～ 4,890,000円		68万円			
4,890,001円～ 6,550,000円		63万円			
6,550,001円～ 23,500,000円		58万円			

### ● 個人住民税申告の電子化についてお知らせ

令和8年度申告分（令和7年中の収入に対する申告分）から、個人住民税申告の電子化が開始されます。

スマートフォンやパソコンから、マイナンバーカードを利用して、eLTAX（エルタックス）のホームページおよびマイナポータルを経由して、個人住民税の申告手続きが開始される予定です。

**eLTAX**  
(個人住民税電子申告システム)



※マイナポータル経由でもシステムに繋がられます

物価高騰に  
ともなう

# 税制改正のお知らせ

令和8年度申告分（令和7年分）からの主な税制改正によって、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」等の控除額の見直しが実施され、大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）が創設されました。  
市税務課 TEL 0994-31-1112


## ! 控除の見直しがなんで物価高騰対策?? One Point

所得税や住民税の計算では、控除額が増えると税金が下がる仕組みとなっています。税負担が軽減した分は手取りが増えることになるので、消費に充てるなど、物価高騰対策の一つになります。税制改正の効果を適切に受けるために、期限までに申告しましょう。

改正前	手取り	税金	社会保険料等
改正後	手取り	税金	社会保険料等

控除額の増減は、税金の増減に係る仕組みとなっています  
※上記は給与収入のみの場合のイメージ図となります

今回の税制改正で控除が見直されることで、税額が下がり手元に残るお金が増えるようになると考えられます。



### ① 給与所得控除の見直し

物価上昇への配慮とともに、就業調整にも対応するとの観点から最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げます。 ※給与収入が190万円を超える区分の改正はありません。

給与等の収入金額	改正前給与所得控除額	改正後給与所得控除額
～ 1,625,000円	55万円	65万円
1,625,001円～ 1,800,000円	給与等の収入金額×40% - 10万円	
1,800,001円～ 1,900,000円	給与等の収入金額×30% + 8万円	

### ② 各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の個人住民税から、各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられます。

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円	58万円
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円	58万円
勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保証額	55万円	65万円